広報 新宿
https://www.city.shinjuku.lg.jp/
6・15号
令和6年(2024年)
発行:新宿区
編集:新宿区選挙管理委員会
〒160-8484　新宿区歌舞伎町1-5-1
☎03-5273-3740

東京都知事選挙特集号

選ぼう！明日の東京を。

～主な掲載内容～

◆1面
●今回投票できる方
●投票の記載方法
●投票所整理券
◆2面
●期日前投票のご案内
◆3面
●投票に際してのお知らせ・注意事項
◆4面
●様々な不在者投票のご案内
●選挙公報を配布します

投票日 東京都知事選挙

7月7日㈰　【告示日】6月20日㈭　【投票時間】午前7時～午後8時まで

期日前投票

※時間はいずれも午前8時30分～午後8時です。

【区役所第一分庁舎】6月21日㈮～7月6日㈯
【各特別出張所10か所】6月30日㈰～7月6日㈯

◆今回投票できる方◆

■新宿区で投票できる方

「新宿区の選挙人名簿に登録」されていて、「投票する日現在において**新宿区**もしくは**都内**に住所がある方」が対象です。ただし、新宿区以外の都内に住所がある方は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。(注2)

なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下1～3の要件をすべて満たす方です。

1　平成18年7月8日までに生まれた日本国民であること。
2　令和6年3月19日までに、新宿区へ**転入の届出**をしていること。
3　令和6年6月19日まで、引き続き新宿区に住所登録があること。

■前住所地(都内)で投票できる方

次の1～3の要件をいずれも満たす方が対象です。(注1)

1　前住所地が**都内**であること。
2　前住所地の選挙人名簿に登録があること。
3　**令和6年3月20日以降**に、**新宿区へ転入の届出**をしていること。

※前住所地の選挙人名簿の登録の有無など、詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
※前住所地で投票できる方は、前住所地に不在者投票用紙等を請求し、新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注1)
前住所地で投票する場合には、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。**新宿区**で発行する「**選挙用住民票**(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行できます。

■新宿区内で転居された方

(1)「6月7日㈮までに区内で転居の届出」をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
(2)「6月8日㈯以降に区内で転居の届出」をされた方は、前住所の投票所で投票してください。
※**上記**(1)(2)は、投票日当日(7月7日)に投票する場合です。期日前投票を利用される場合は、どの投票所でも投票できます【2面を参照】。

◆投票の記載方法◆

投票用紙には「**候補者の氏名**」を1名のみ記載してください。候補者の氏名以外の不要な記載は、無効の原因となることがありますので、書かないでください。

◆投票・開票速報◆

投票日当日の投票者数・投票率は、午前8時過ぎより、1時間ごとに投票速報として新宿区の特設ホームページにて発表します。

また、開票は、7月7日㈰の午後8時45分より、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3―1―2)で行います。開票速報についても特設ホームページにて、午後9時30分以降、30分ごとに発表します。

■新宿区から都内へ転出された方・される方(注2)

(1)令和6年3月20日以降に転出し、新住所地への転入の届出をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。
※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和6年6月8日以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

(2)令和6年3月7日～令和6年3月19日の間に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年3月19日までに新住所地への転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年3月20日以降に新住所地への転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。

(3)令和6年3月6日以前に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年3月19日までに新住所地への転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年3月20日以降に新住所地への転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。
※上記(1)(2)において、新宿区で投票できる方は、あらかじめ不在者投票用紙等を新宿区へ請求し、新住所地で**不在者投票**をすることもできます【4面を参照】

(注2)
上記(1)～(3)のいずれにおいても、**新宿区**で投票する場合(新宿区で投票可能な方に限る)には、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。
新住所地で発行する「**選挙用住民票**(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。選挙用住民票(無料)は、**新住所地**の住民票取扱い窓口にて交付を受けてください。

◆今回投票できない方◆

■都外から転入された方

令和6年**3月20日以降**に、都外から都内の区市町村へ**転入の届出**をした方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。

■都外へ転出された方・される方

令和6年**6月20日まで**に都外へ転出した方(する方)は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。ただし、令和6年**6月21日以降**に都外へ転出した方(する方)は、転出する日までの間であれば、**期日前投票**をすることができます。

◆投票所整理券◆

住民票の世帯ごとに、封書でお送りします。投票の際は、印字されているご自身のお名前をよくご確認のうえ、お持ちください。

新宿区の選挙人名簿に登録がある方で、投票する日現在において選挙権がある方であれば、投票所整理券が未着の場合や、紛失された場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

【封筒表面】

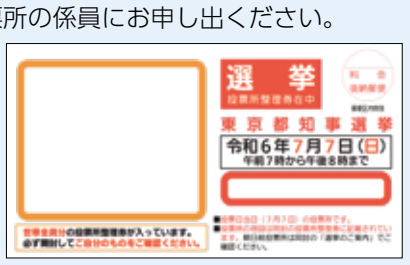

なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさないことが判明した場合は投票できません。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。

期日前投票を積極的にご活用ください

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。どの期日前投票所でも投票できるので大変便利です。ぜひご活用ください。

期日前投票のご案内

■期日前投票ができる場所・日時は以下のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1―5―1	6月21日㈮～7月6日㈯
四谷特別出張所	内藤町87	6月30日㈰～7月6日㈯
箪笥町特別出張所	箪笥町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12―6	
大久保特別出張所	大久保2―12―7	
戸塚特別出張所	高田馬場2―18―1	
落合第一特別出張所	下落合4―6―7	
落合第二特別出張所	中落合4―17―13	
柏木特別出張所	北新宿2―3―7	
角筈特別出張所	西新宿4―33―7	

※時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です。

■持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、**整理券裏面の「期日前投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項をご記入のうえお持ちください。**

1面の「今回投票できる方」の要件を満たしている方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書（兼請求書）」をご利用ください。**印鑑は不要です。**

また、新宿区から都内の他の区市町村へ転出された方は、「選挙用住民票（無料）」等が必要となる場合があります【詳しくは1面「今回投票できる方」の（注2）を参照】。

■住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、**左表**のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日（7月7日㈰）は、決められた投票所でのみ投票できます。投票所整理券をご確認ください。

■長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【詳しくは4面を参照】

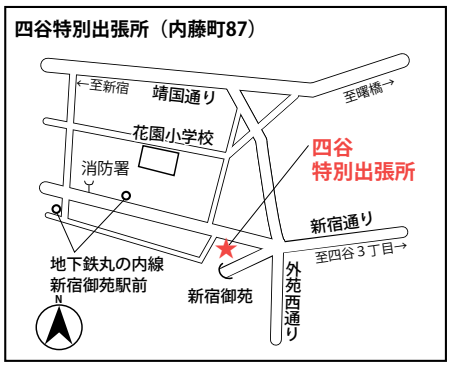

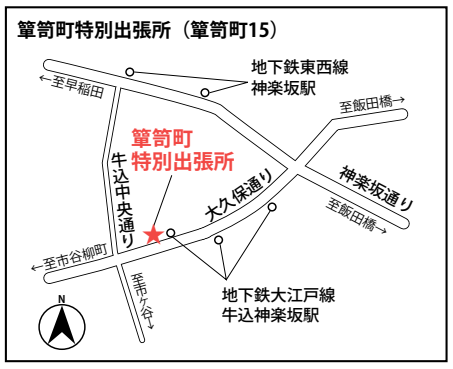

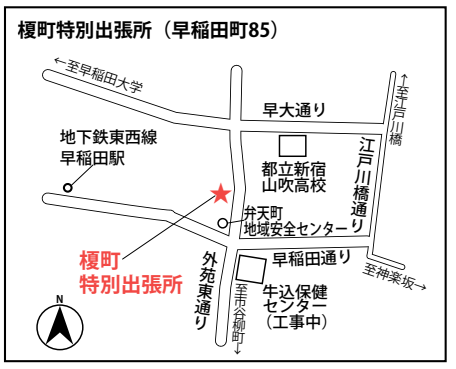

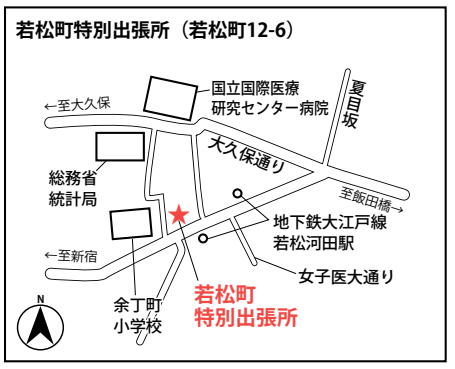

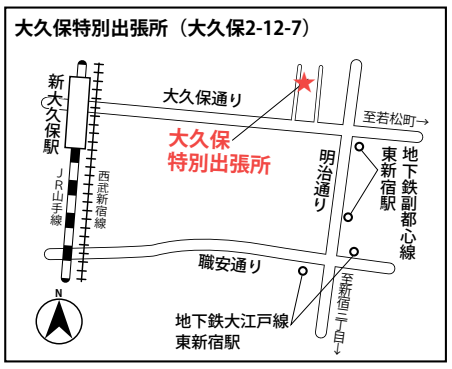

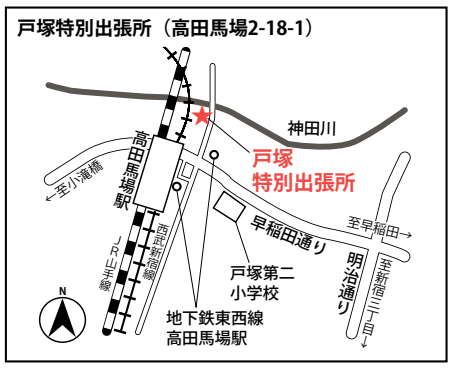

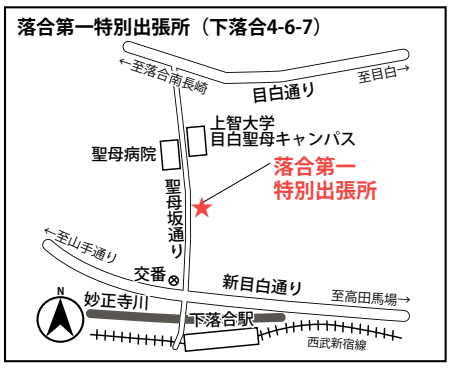

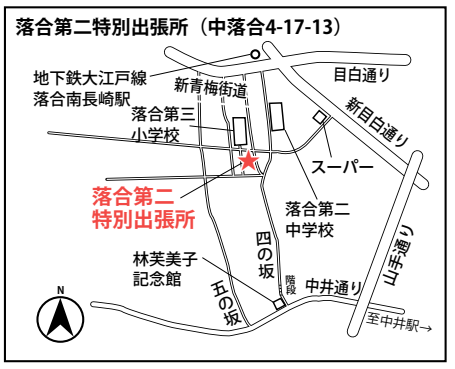

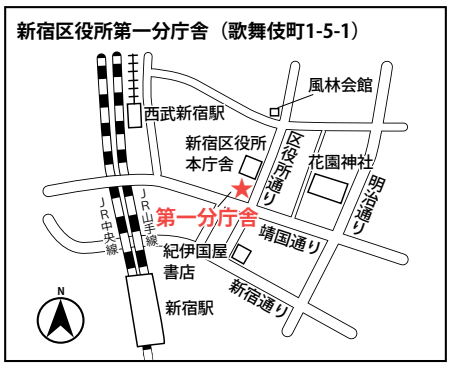

投票に際してのお知らせ・注意事項

- 有権者が同伴するお子様（18歳未満）は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でご持参いただくことも可能です。
- 投票の際の筆記用具は、鉛筆を推奨しています。水性ペンやボールペン等は乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にお申し出ください（下記「お身体の不自由な方には」の欄を参照）。
- 投票所内で、投票について他人と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- 投票所内での撮影・録画・録音はできません。
- 感染症対策として消毒液をご用意しています。また、マスクの着用については、有権者の方々・投票所の職員を問わず、任意となります。

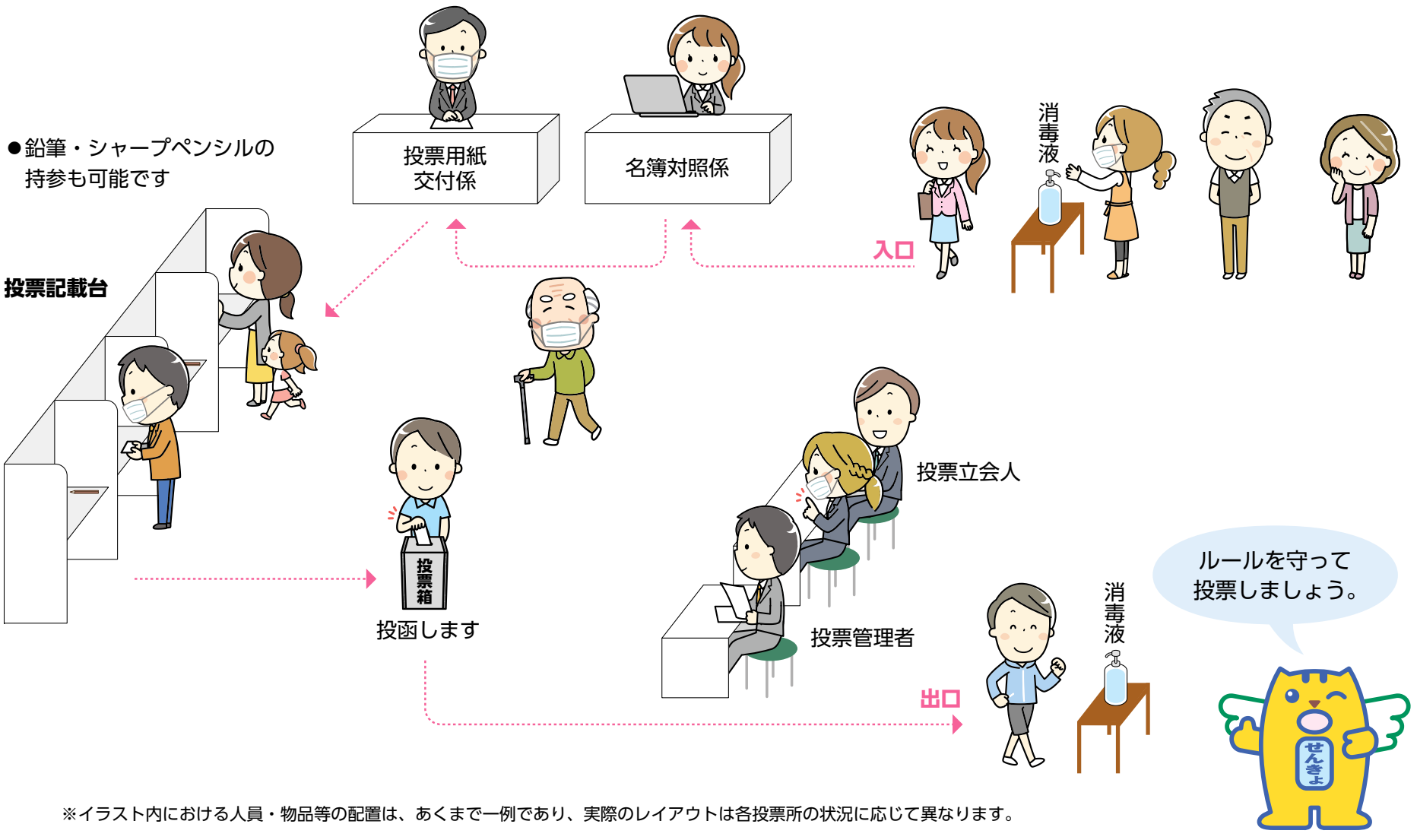

※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

◆お身体の不自由な方には◆

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。投票所の**職員**が、ご本人が指示する投票先を、ご本人に代わって投票用紙に記載します。ご希望の方は、職員にお申し出ください。

※ご家族や付き添いの方等が代わりに記載することは、法律上できません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

■投票支援グッズ

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・点字版の候補者氏名一覧・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もございます。ご希望の方は、職員にお申し出ください。

◎ 投票支援カード◎

投票所内でコミュニケーションが取りづらい方は、ぜひ「投票支援カード」をご利用ください。

代理投票のお申し出や、その他必要な支援内容を事前にご自宅等でご記入いただき、投票所の職員に渡すことで、スムーズな意思表示の手助けとなります。カード（用紙）は、区選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます（今回から導入）。

◆投票用紙への投票記載補助具◆

弱視の方など投票用紙の記入欄が見えにくい方のために、記載補助具をご用意しています。必要な方はお申し出ください。

プラスチック製のケースに投票用紙を挟むことで、記載する位置の把握が容易になります（今回から導入）。

◆滞在地・転出先での不在者投票◆

長期の出張や旅行、都内の他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**6月21日㈮～7月6日㈯※**です。投票用紙等の請求・送付は郵便で行いますので、お早めにお手続きください。

※不在者投票所の場所や投票可能な日時は、自治体によって異なります。特に、滞在先の区市町村が選挙期間中でない場合、投票可能な期間・時間は、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中（土日を除く6月21日㈮から**7月5日㈮**の午前8時30分から午後5時まで）です。必ず、事前に滞在先の区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

（1）投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。

※請求書は、区選挙管理委員会のホームページからダウンロードしていただくか、または**右の**【記載例】を参考に、便箋等に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください（ただし、必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能な場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会のホームページをご覧いただくか、直接お問合せください）。

（2）請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の6月20日㈭以降に（21日以降の到着分は、受付が済み次第）、「投票用紙の送付先」に記載された住所あて、レターパックプラスで投票用紙等をお送りします。

（3）滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会（不在者投票所）で投票してください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

（4）投票用紙等は、滞在先・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日（7月7日）を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

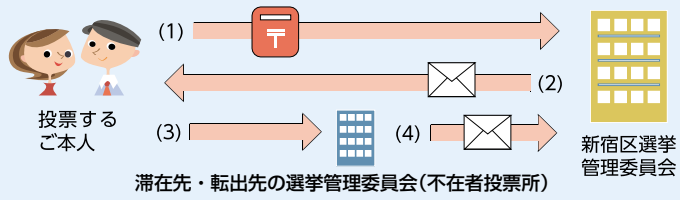

【記載例】　投票用紙等請求書

私は令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の当日、○○（←投票所に行けない理由を記入）のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和6年○月×日

1　氏名（ふりがな）　2　生年月日
3　新宿区での住所　4　投票用紙の送付先住所
5　電話番号（日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号）

【投票用紙等請求書の送り先】
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1―5―1
新宿区選挙管理委員会あて

請求書はこちらからもダウンロードできます。
二次元コード

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、**下表**に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**7月3日㈬まで**（※）に不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、**下表**に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで**代理記載制度**が利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会にお問い合わせいただくか、区選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

二次元コード

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限（7月3日㈬）を過ぎてからは、今回の東京都知事選挙の郵便等による不在者投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

◆選挙公報を配布します◆

6月25日㈫ころから6月29日㈯ころまでに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、東京都選挙管理委員会の特設ホームページでも選挙公報がご覧になれます。公開は6月22日㈯ころの予定です。

二次元コード

◆候補者の情報◆

候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

（1）選挙管理委員会が提供するもの
・選挙公報（東京都選挙管理委員会特設ホームページへも掲載）
・公営ポスター掲示場（区内378か所）

（2）各候補者が選挙運動として利用できるもの
・ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）、動画サイト等）
・電子メール（但し、候補者以外は発信・転送できません）
・選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、街頭演説、個人演説会など

※上記（2）の活用の有無は、各候補者に委ねられているため、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問合せください。新宿区内の指定病院・施設は**下表**のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿
大久保病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
JCHO 東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム みさよはうす富久
国立国際医療研究センター病院	特別養護老人ホーム　新宿和光園
JCHO 東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム　ONODERAナーシングヴィラルネッサ四谷
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
春山記念病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
林外科病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム飯田橋
特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィ神楽坂
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園
特別養護老人ホーム 新宿けやき園	

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方、または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、**下記**までお問い合わせください。

◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方
➡障害者福祉課支援係　☎（5273）4583・FAX（3209）3441

◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
➡介護保険課給付係　☎（5273）3497・FAX（3209）6010

◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方
➡地域包括ケア推進課介護予防係　☎（5273）4568・FAX（6205）5083

◆選挙管理委員会公式X（旧ツイッター）◆

新宿区選挙管理委員会公式X（旧ツイッター）では、今回の東京都知事選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご活用ください。

アカウント名：@shinjuku_senkan（新宿区選挙管理委員会）
URL：https://twitter.com/shinjuku_senkan

二次元コード

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。